

入 札 説 明 書

宗谷森林管理署の令和 7 年度宗谷森林管理署緑団地屋上防水改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和 7 年 7 月 1 日

2. 分任支出負担行為担当官

宗谷森林管理署長 大竹將之

北海道稚内市港 4 丁目 6 番 6 号

3. 工事概要等

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(1) 工 事 名 宗谷森林管理署緑団地屋上防水改修工事

(2) 工事場所 北海道稚内市緑町 3 丁目 1 番 20 号

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(5) 使用する主要な資機材 環境型アスファルト 163 m²

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(8) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：〒097-0021 宗谷森林管理署 総務グループ（経理）
北海道稚内市港 4 丁目 6 番 6 号
電話：050-3160-5740

・受付時間：9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得した IC カードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「防水工事」の認定を受けている者（会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更

生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体としての実績は自社の出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。)

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事で平成 17 年 4 月 1 日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事事業成績評定を実施した工事である場合。)

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：北海道内において、防水工事の施工実績を有する者。

- (5) 簡易な施工計画等（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。
なお、技術提案書で求める提案内容は以下のとおりとする。
- ・施工計画の基本方針、施工順序と施工方法
 - ・工程管理計画、仮設備計画、資材調達計画、品質管理計画
 - ・安全管理計画、環境保全計画
 - ・その他管理の諸計画
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。
- ① 1 級防水施工技能士又は 2 級防水施工技能士の資格を有する者であること。
実績を証明する書類として、施工体制図等を競争参加資格確認資料に添付すること。
- ② 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に 3 ヶ月以上あること。
- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
 - ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- (7) 申請書、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が 65 点以上であること。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて 4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

- ① 提出期間：令和 7 年 7 月 2 日から令和 7 年 7 月 15 日まで。
休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式 1）、「競争参加資格確認資料」（表紙 1 及び 2 並びに様式 2、3、4-①、4-②、4-③、5、10-1、10-2、11-1、11-2）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1 通につき 7MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電

子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

ア 電子メールで提出する旨の表示

イ 書類の目録

ウ 書類のページ数

エ 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

電話： 050-3160-5740

メールアドレス：h_soya@maff.go.jp

③ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

① 受付期間： 令和 7 年 7 月 2 日から令和 7 年 7 月 15 日まで
9 時 00 分から 17 時 00 分とする。（休日を除く。）

② 受付場所： 宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 技術提案書等は、表紙 1 及び 2、様式 2、3、4-①、4-②、4-③、5、10-1、10-2、11-1、11-2 とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式 3 に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できないこととなった場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16 で後述）できるものとする。

(4) 技術提案書の作成に当たっては、4、(5)に掲げる提案内容の各事項に対する所見を施工計画の技術的所見（様式 5）に記載すること。

ICT 活用施工に係る技術の活用について、本工事では総合評価落札方式における「技術提案」での評価対象外とするため、記載しないこと。

ただし、ICT 活用施工に係る技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む。）した技術提案については、その応用分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

(5) 技術提案書等の作成説明会

技術提案書等の作成説明会については、原則として実施しない。

(6) (1)の期間内に技術提案書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。また、技術提案書においては、記載内容が発注者が設定している標準案より優れていると認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 7 年 7 月 16 日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

① 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された技術提案書等は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- (10) 上記4（13）競争参加資格①から③までの届出をしているか否かを確認するため、総合評価通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年7月28日17時まで
 - ② 提出先：宗谷森林管理署 総務グループ（経理）
電話：050-3160-5740
メールアドレス：h_soya@maff.go.jp
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年7月30日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
- ① 閲覧期間：令和7年7月31日から令和7年8月29日まで
 - ② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
[入札説明書等に対する質問及び回答（宗谷森林管理署）：北海道森林管理局](#)
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。
- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内
 - ② 提出先：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ③ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事における総合評価は、以下の方法により行うものとする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を与える。
- ② 技術提案の内容、資料で示された実績等に応じて、最大30点の加算点を与える。
ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/38を乗じた数値を加算点として与える。
※加算点については、小数点以下第2位を切り捨てて算出する。
- ③ 技術提案、資料、(9)のヒアリング及び追加資料等により確認された施工体制の確保

状況に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。

- ④ 与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格}) \}$$

(2) 総合評価における評価項目等

① 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 施工能力等に関する事項

企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の安全管理状況により評価する。

(イ) 信頼性・社会性に関する事項

地域精通度、地域貢献度、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業等により評価する。

(ウ) 技術提案（施工計画含む）

本工事施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

(エ) 施工体制の確保に関する事項

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

- ② 技術提案、資料について、①の(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。

また、技術提案、資料、(9)のヒアリング及び追加資料等に基づき、①の(エ)の評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 入札の評価に関する基準（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

- ① 本工事の総合評価に関する評価項目及び評価点は以下のとおりとする。

区 分	項 目	評 価 項 目	評価点
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の施工実績	21点
		同種工事成績評定点の平均	
		低入札価格調査対象工事の有無	
		表彰の有無	
		「難工事」の実績の有無	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の施工経験	
		主任（監理）技術者の保有する資格	
		継続教育(CPD)の取組状況	
	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害の有無	
信頼性・社会性	地域精通度	当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	12点
	地域貢献度	災害協定等に基づく活動実績の有無	
		分収造林など国土緑化活動に対する取り組み	
		ボランティア活動の実績の有無	
	働き方改革	森林土木工事における週休2日の取組実績 証明書の通知を受けた実績の有無	

	ワーク・ライフ・バランス等の推進取組	下表イ⑥参照	
	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
技術提案	施工計画等	施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び各種課題への対応方法、工夫等	5点
計			満点38点

ア 「施工能力等」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評価項目		評価基準	期間	評価点の配点
①	同種工事の施工実績	国の機関が発注した同種工事の施工実績あり	過去15年度間	2
		地方公共団体が発注した同種工事の施工実績あり		1
		国・地方公共団体が発注した同種工事の施工実績なし		0
②	同種工事成績評定点の平均	同種工事成績評定点の平均点が80点以上	過去3年度間	5
		同種工事成績評定点の平均点が75点以上80点未満		3
		同種工事成績評定点の平均点が70点以上75点未満		1
		同種工事成績評定点の平均点が70点未満		0
③	低入札価格調査対象工事の有無	低入札価格調査対象工事の実績なし	過去2年度間	3
		低入札価格調査対象工事として受注し、かつ、当該工事の工事成績評定点が70点以上		1
		低入札価格調査対象工事として受注し、かつ、当該工事の工事成績評定点が70点未満		0
④	表彰の有無	農林水産大臣又は林野庁長官からの森林土木工事の表彰の実績あり	過去10年度間	3
		森林管理局長からの森林土木工事の表彰の実績あり		1
		表彰の実績なし		0

⑤	「難工事」の実績の有無	難工事の受注実績があり、かつ、当該工事の工事成績評定点が80点以上（工事成績評定の対象外としている林道改良工事（路体強化工）の場合は、受注実績あり）	過去3年度間	2
		難工事の受注実績がない、又は、難工事の受注実績があるが、当該工事の工事成績評定点が80点未満		0
⑥	主任（監理）技術者の施工経験	過去3年度間に国の機関が発注した森林土木工事に技術者として従事した経験あり		2
		過去3年度間に地方公共団体が発注した森林土木工事に技術者として従事した経験又は、過去15年度間に国の機関が発注した森林土木工事の経験あり		1
		過去3年度間に森林土木工事以外の土木工事の経験あり		0
⑦	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、技術士（森林土木）、林業技士（森林土木）の資格あり	現 在	1
		上記の資格なし		0
⑧	継続教育(CPD)の取組状況	森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントが20点以上の証明あり	過去3年度間	2
		森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントの証明あり		1
		森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントの証明なし		0
⑨	企業の安全管理状況	森林土木工事における死亡災害なし	過去2年以内	1
		森林土木工事における死亡災害あり		0

注) 過去3年度間の工事成績評定の平均点の考え方は以下のとおり

- ① 工事の実績が北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長の発注工事であること。
- ② 過去3年度間の北海道森林管理局長等の発注工事の施工実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加え2で除した点数とする。
ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

イ 「信頼性・社会性」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評価項目	評価基準	期間	評価点の配点
① 当該森林管理(支)署管内の市町村所在地における施工実績の有無	当該工事を発注する森林管理（支）署管内の市町村内所在地における国・地方公共団体が発注した森林土木工事の施工実績あり	過去15年度間	1
	上記の施工実績なし		0
② 災害協定等に基づく活動実績の有無	森林管理局と締結した災害協定等に基づく活動実績あり	過去2年度間	2
	森林管理局以外と締結した災害協定等に基づ		1

		づく活動実績あり		
		上記の活動実績なし		0
③	分収造林など国土緑化活動に対する取り組み	国有林において、分収造林等の契約や植樹活動等の活動実績あり	過去10年度間	2
		国有林以外において、分収造林等の契約や植樹活動等の活動実績あり		1
		上記の活動実績なし		0
④	ボランティア活動の実績の有無	国有林におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動実績あり	過去2年度間	2
		国有林以外におけるクリーン作戦、林道沿線の刈払い等の活動実績あり		1
		上記の活動実績なし		0
⑤	週休2日の取組実績の有無	森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績あり	過去1年度間	1
		上記の取組実績なし		0
⑥	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等） ・次世代法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定） ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）		2
		上記のいずれかの認定あり		
		上記の認定なし		0
⑦	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】		2
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】		
		上記の該当なし		0
	賃上げの達成の有無	賃上げ実績が賃上げの基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する		-3
		上記の該当なし		0

ウ 「技術提案」についての評価基準及び評価点の配点は以下のとおりとする。
（総合評価落札方式（簡易型）の場合）

評価項目	評価基準	評価点の配点
------	------	--------

本工事における施工計画等	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応が適切であり、工夫が見られる	5
	施工計画、工程管理、品質管理、安全管理及び各種課題への対応が適切であるが、工夫が見られない	3
	上記に該当しない	0

② 本工事の施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の施工に必要なとなるすべての費用が適切に計上されており、工事費の積算内訳が十分に合理的かつ現実的なものと認められる	15 点
	工事の施工に必要なとなるすべての費用が計上されており、工事費の積算内訳が概ね合理的かつ現実的なものと認められる。	5 点
	工事の施工に必要なとなるすべての費用が計上されておらず、工事費の積算内訳が合理的かつ現実的なものと認められない。	0 点
施工体制確保の確実性	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が十分確保されていると認められる。	15 点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が概ね確保されていると認められる。	5 点
	品質確保体制、安全衛生管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が確保されていないと認められない。	0 点
施工体制評価点の合計（最大値）		30 点

(4) 賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

(5) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げ

を表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（事業年度の終了月）の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合において、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

- ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績をすることができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点とするものとし、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には、0点と見なす。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

(6) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価

格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を選定するものとする。

- ③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(7) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、北海道森林管理局の技術審査会において行う。

(8) 評価内容の担保等

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。

- ② 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

- ④ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

- ⑤ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。

- ⑥ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない

(9) 施工体制の審査・評価に関するヒアリング

- ① どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、入札者のうち調査基準価格を下回る価格で入札した者について、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 期間 下記②の追加資料提出期限の翌日から5日以内

イ 場所 宗谷森林管理署 会議室

北海道稚内市港4丁目6番6号

電話：050-3160-5740

ウ その他 入札者別のヒアリングの日時及び場所は、追って連絡する。

- ② 入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、申請書及び資料とは別に、①のヒアリングのため、以下の追加資料の提出を求める。

ア 提出先 宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

北海道稚内市港4丁目6番6号 電話：050-3160-5740

メールアドレス：h_soya@maff.go.jp

イ 提出期限 追加資料の提出要請日の翌日から3日以内（休日を含まない。）

なお、追加資料の提出要請は改めて行う。

ウ 提出方法 原則として電子メールにより提出すること。

エ 提出資料

- (ア) 当該価格で入札した理由
- (イ) 積算内訳書（コスト縮減額調書①を兼ねる）
- (ウ) 内訳書に対する明細書（コスト縮減額調書②を兼ねる）
- (エ) 一般管理費等の内訳書
- (オ) VE 提案等によるコスト縮減額調書
- (カ) 下請予定業者一覧表
- (キ) 配置予定技術者名簿
- (ク) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）
- (ケ) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (コ) 手持ち資材の状況
- (サ) 資材購入予定先一覧
- (シ) 手持ち機械の状況
- (ス) 機械リース元一覧
- (セ) 労務者の確保計画
- (ソ) 工種別労務者配置計画
- (タ) 建設副産物の搬出地
- (チ) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (ツ) 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
- (テ) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員設置計画）
- (ト) 信用状況の確認（過去5年間）
- (ナ) 施工体制台帳
- (ニ) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- ③ 施工体制の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出、並びに施工体制の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。
- ④ 提出された追加資料は、返却しない。
- ⑤ 提出された追加資料の差し替え及び資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に提出を求めている資料がない場合は、資料の不備として提出がなかったものとみなす。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 受領期間： 令和7年7月2日から令和7年7月24日まで
 - ② 提出先： 宗谷森林管理署 総務グループ（経理）
電話：050-33160-5740
メールアドレス：h_soya@maff.go.jp
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。
また、(1)の質問及び回答書の写しを、令和7年7月25日から令和7年7月30日まで、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる場合
入札開始日時 令和7年7月28日9時00分

入札締切日時 令和 7 年 7 月 31 日 10 時 00 分

- (2) 持参による入札の場合は、令和 7 年 7 月 31 日 10 時 00 分に宗谷森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (3) 開札は、令和 7 年 7 月 31 日 10 時 00 分に宗谷森林管理署において行う。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行稚内支店（代理店））。
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 宗谷森林管理署)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。
なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

12. 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。
工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。
 - ① 電子入札方式の場合
 - ア 提出方法
工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、次のイによること。
 - イ 電子メールについて
工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
 - (ア) 電子メールで提出する旨の表示

- (イ) 書類の目録
- (ロ) 書類のページ数
- (I) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は次のとおりとする。

宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

電話：050-3160-5740

メールアドレス：h_soya@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。
- (3) 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び当該ヒアリングに当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

15. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又

は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年8月5日17時00分まで

② 提出先：宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

電話：050-3160-5740

メールアドレス：h_soya@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年8月8日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和7年8月14日から令和9年3月31日まで

② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

[入札説明書等に対する質問及び回答（宗谷森林管理署）：北海道森林管理局](#)

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

- ② 申立てが認められると判断されたときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

18. 契約書作成の要否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願【任意様式：別紙記載例あり】を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により契約書を作成し、（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。

19. 支払条件

- ① 前金払 有・無（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）

- ② 中間前金払及び部分払 中間前金払 有・無
部分払 有・無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

- ③ 前払金の保証証書の電子化

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

〒097-0021 北海道稚内市港4丁目6番6号

宗谷森林管理署 総務グループ（経理）

電話：050-3160-5740

メールアドレス：h_soya@maff.go.jp

21. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、6.(3)の技術提案書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること（6.(3)のなお書きの場合を除く。）。
- (3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）

電話：048-254-6031

メールアドレス: help@maff-ebic.go.jp

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業施工管理基準については、北海道森林管理局ホームページを参照すること。
- (8) 競争参加資格等で求める「過去〇年以内」、「過去〇年間」の年とは、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去3年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去3年度の間」等と読み替える。
この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (9) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。
- (10) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (11) 調査基準価格等を下回った場合、入札書の提出後における事情聴取等に応じないなど調査に協力しないときは、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

1 工 事 名 宗谷森林管理署緑団地屋上防水改修工事

2 工 事 場 所 北海道稚内市緑 3 丁目 1 番 20 号

3 工 期 契約締結日の翌日から
令和 7 年 10 月 31 日まで

4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金額 金 円

6 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 北海道 〕 建設工事紛争審査会

7 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	〔 〕 主任技術者		第 10 条第 1 項 第 2 号
	〔 〕 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
○×	前金払		第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

10 解体工事に要する費用等
別紙1

11 特約事項
特になし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者	（住 所）	北海道稚内市港4丁目6番6号
	（氏 名）	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 大竹 將之

受注者	（住 所）
	（氏 名）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごと の作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ✓ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ✓ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____, _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
アスファルト塊	藤コンクリート株式会社	稚内市新光町 1825-2

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____, _____ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。